



発行所 中日新聞社
名古屋市中区三の丸一丁目6番1号
〒460-8511 電話 052(201)8811

2014年(平成26年)
12月30日(火)

GPS捜査06年通達

警察庁 監視の手順定める

警察庁が二〇〇六年、位置情報を取得できる衛星利用測位システム(GPS)端末を、捜査対象者の車にひそかに設置して追跡するため、運用要領を作成し各都道府県警に通達していたことが、同庁の内部文書で分かった。こうした捜査手法は法規定がなく、実態は長年、不透明だった。今月、愛知県警が本紙取材に導入を認めて一端が明らかになったが、同庁によると既に全国の警察が組織的に運用しているといい、プライバシー侵害などを懸念する声が強まりそうだ。▶関連⑥面

文書は〇六年六月二十日、名で各都道府県警に示された。GPS捜査の違法性を問う訴訟に関わる弁護士が、ループの情報公開請求で、開示された。要領は「取扱注意」と記され、警察が裁判所の令状を必要としない任意捜査で、GPS端末を使って捜

査対象者の行動を監視する際の手順を定めている。使用要件は「犯罪の嫌疑、危険性の高さなどか



警察庁がGPS端末を使った捜査の使用要件などを定め、各都道府県警あてに通達していた運用要領

ら、速やかな容疑者の検挙が求められ、他の捜査で追跡が困難な場合とした。対象とする犯罪は七項目、設置場所は四項目を列挙しているが、開示文書ではないずれも黒塗りにされている。使用時は、各警察本部の主管課長の事前承認が必要とした。捜査担当者には毎日、運用状況を所属長へ報告する義務を課した。保秘の徹底も求めている。

〇六年に愛媛県警の捜査情報がインターネット上に流出し、事件の参考人の車にGPS端末を設置していたことが明るみに出た。この問題の発覚後、警察庁が要領を作成したとみられる。今年十月には、愛知県警に無断設置されたプライバシー権を侵害されたとして、名古屋市の男性会社員が県に損害賠償を求める訴訟を名古屋地裁に起こした。GPS端末の捜査使用をめぐっては、令状が必要な強制捜査として法的に位置付けるべきだとの指摘もあるが、議論は本格化していない。

長年の使用裏付け
日本刑法学会元理事長の大阪学院大・村井敏邦教授(刑事法)の話、警察が長年にわたり、組織として秘密裏に使用してきたことを裏付ける資料だ。法的な根拠がない中、内規だけで運用を正当化することは、許されない。
法令上認められる
警察庁刑事局のコメント
一定の条件の下、任意捜査の範囲内でその補助手段としてGPS端末を使用することは、法令上認められるものと考えている。

GPS捜査正当化狙う?

警察庁通達 法整備は進まず

捜査対象の車にひそかに設置し追跡する衛星利用測位システム(GPS)端末の運用要領を、警察庁が都道府県警に通達していたことが明らかになった。こう

した捜査手法は米国で違憲判決が示された例もあるが、日本では国民的な議論や法整備が進んでおらず実態は闇の中。警察当局が独自の見解で捜査での使用を

正当化し、既成事実を積み重ねている可能性があり、議論を呼びそつだ。今月十九日、愛知県警に自家用車へGPS端末を無断で設置されプライバシー

権を侵害されたとして、名古屋市の男性会社員が約百四十万円の慰謝料などを求めた訴訟の口頭弁論が名古屋地裁で始まった。

「警察の一存で端末の設置の是非を決めるのではなく、裁判所の令状を必要とする強制捜査として運用すべきだ」と、原告代理人の金岡繁裕弁護士。男性は警察に摘発されておらず、設置対象になったことも「身に覚えがない」という。端末の契約先だった県警

刑事総務課は、取材に「一般論では、必要な場合に取付け捜査することはある」と回答。この件を含め、捜査で端末が使用されている状況は、全国的にも断片的にしか明らかになっていなかった。

福岡地裁で今年四月、有罪判決が出た覚せい剤取締法違反事件では、弁護側がGPS捜査は違法だとして無罪を主張し争った。担当弁護士によると、昨年十月の公判で、証人出廷した福岡県警の警視が二〇〇九年に端末を二台、個人名義で契約したと認めた。所属していた捜査三課が担当する窃盗事件で使用したという。

尋問では、端末の使用料を警視がいったん個人で負担後、捜査費として県警に申請したことが判明。県警本部長名で通達された運用

基準に基づき、捜査三課の幹部が設置の是非を判断していたことも分かった。

判決はGPS捜査の適法性の判断には、踏み込まなかった。ただ、刑事裁判で弁護側がGPS捜査の違法性を主張する例は、北陸や関西地方でも出ている。

成城大の指宿信教授(刑事訴訟法)によると、米国では一九九〇年代から捜査使用の適法性が議論され、令状取得を義務付けた州も。連邦最高裁は一二年、薬物所持が問われた被告の公判で、令状なしで取得したGPSによる位置情報を証拠に、有罪を認定したのは違憲と判断した。

指宿教授は「有効性の高い捜査手法だけに、日本でも、令状の取得を義務付ける法整備が必要だ。司法判断がその後押しになる」と期待される」と話す。

2014. 12. 30
中日新聞 (23面)